

羽曳野市立学校規模適正化・適正配置計画策定支援業務に係る
公募型プロポーザル審査基準

「羽曳野市立学校規模適正化・適正配置計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）に係る候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとし、選定するための審査基準については次のとおりとする。

1. 審査機関

- (1) 本業務に係る公募型プロポーザルの審査について、審査・選考にかかる羽曳野市立学校規模適正化・適正配置計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選定委員会は、参加者から提出された提案書等について、審査を行いその結果を事務局に報告するものとする。

2. 提案に係る審査及び最優秀提案者の決定

選定委員会において、提案書の内容審査及びヒアリングを行い、以下の合計点の最上位の者を契約の優先交渉者とする。ただし、提案者の合計点が満点の60%未満の場合は、選定対象外とする。

なお、提案者が1者の場合については、選定委員会において契約の目的を達成できると判断した場合は、契約の優先交渉者とする。

【審査基準】

提案項目	審査項目	審査基準	配点
1. 企業評価 (業務履行能力) 【60点】	(1) 同種・類似業務実績	事業者として、平成28年度以降に国又は地方公共団体において、学校規模適正化・適正配置計画策定支援同種・類似業務について実績があるか。	40点
	(2) 業務実施体制	管理技術者は、学校規模適正化・適正配置計画策定支援同種業務の実績があるか。	20点
2. 企画提案内容 【220点】	(1) 本業務の趣旨理解度	本業務の目的・内容・課題を十分理解した提案であるか。	10点
	(2) 合意形成に関する提案	円滑・スピード感のある合意形成を図るための具体的・効果的な手法が提案されているか。	40点
	(3) 支援体制	業務への工夫や配慮があり、効果的な支援が期待できる内容か。	40点
	(4) 資料作成能力	資料全体を通じて的確な文書表現、作図等がなされ、重要項目等の整理ができているかどうか。	20点
	(5) 独自提案	仕様書にない観点で独創性や評価できる提案があるか。	30点

	(4) 基本方針及び基本計画	適正規模化・適正配置に向けた実態調査、課題の把握、将来推計等のデータ分析が適切かどうか。	20 点
	(5) 実施計画	公共施設等更新費用に関して、将来的な負担額が年度ごとに試算されるか。また、状況の変化に伴い、簡単に更新が可能な提案となっているか。	40 点
	(6) 長寿命化計画	基本方針・基本計画及び実施計画との整合性が示されているか。	20 点
3. 業務工程表 【30 点】	(1) 業務スケジュール	業務を円滑かつ効率的に遂行できるスケジュールであるか。	30 点
4. プレゼンテーション 【10 点】	(1) 信頼性・実現性	プレゼンテーションは説得力があり、知識・経験に裏付けされた実現可能な提案であるか。	10 点
5. 価格 【80 点】	見積額	見積額は、企画提案内容を勘案して妥当であるか。	80 点